

令和 7 年度 富士市庁内 OA 化用端末・サーバ等構築業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和 7 年度における富士市庁内 OA 化用端末・サーバ等構築業務兼保守業務の受託者、兼ねて、物品のリース会社への納入者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和 7 年度富士市庁内 OA 化用端末・サーバ等構築業務
- (2) 業務内容 富士市庁内 OA 化用端末及びサーバ等一式の更新及び保守
- (3) 履行期間 構築業務委託 契約締結日から 2025 年 12 月 31 日まで
保守業務委託 2026 年 1 月 1 日から 2030 年 12 月 31 日まで
- (4) 限度額 構築業務委託価格 266,928,000 円
保守委託価格 203,144,400 円
物品価格 1,157,211,280 円
(消費税及び地方消費税額を含まない。)

3 選定方法 公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
富士市役所デジタル推進室情報システム課（担当：井口・加藤・大長）
電話番号 0545-55-2806（ダイヤルイン）
FAX 番号 0545-55-0510
メールアドレス oa_replace2025@city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、(1)(2)については満たすことが望ましく、(3)以降についてはこれを満たすものとする。

- (1) 財団法人日本適合性認定協会または海外の認定機関により認定された審査機関による ISO9001 の認証またはこれらと同等の認証を有していることが望ましい。
- (2) JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) の認証を取得しているか財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が定める個人情報取扱に関する認定制度であるプライバシーマークを取得していることが望ましい。
- (3) 本調達と同規模のシステムにおいて、システム構築にかかる 1 次受託実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (6) 令和 7 年度富士市競争入札参加資格審査登録者であること。
- (7) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (エ) 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (オ) 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	2025 年 4 月 2 日（水）	
2	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	2025 年 4 月 11 日（金）	持参又は郵送による提出
3	仕様書、企画提案書等に関する質問書提出期限	2025 年 4 月 18 日（金）	電子メールによる提出
4	仕様書、企画提案書等に関する質問回答の公表	2025 年 4 月 22 日（火）	富士市ウェブサイトへの掲載
5	プロポーザル参加辞退届の提出期限	2025 年 5 月 2 日（金）	持参又は郵送による提出
6	企画提案書等提出期限	2025 年 5 月 2 日（金）	持参又は郵送による提出
7	プレゼンテーション及びヒアリング	2025 年 5 月 7 日（水） ～8 日（木）	
8	優先交渉権者の特定等結果通知	2025 年 5 月 12 日（月）	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
9	構築業務委託契約	2025 年 5 月下旬	
10	物品賃貸借契約指名競争入札	2025 年 6 月上旬	
11	物品賃貸借契約	2025 年 6 月上旬以降	賃貸借期間は 5 年間
12	保守業務委託契約	2025 年 6 月上旬以降	保守期間は 5 年間

なお、期限のある提出書類については、電子メールによる送付が期限内であれば原本の到着日時は問わないものとする。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期間 2025 年 4 月 11 日（金）15 時までとする。

(2) 提出先 富士市役所デジタル推進室情報システム課

(3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送。なお、電子メールによる送付が期限内であれば原本の到着日時は問わないものとする。

(4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-1	1 部
2	会社概要書	様式 1-1	1 部
3	過去 5 年以内の実績表	様式 1-2	1 部

8 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

(1) 受付期間 2025 年 4 月 18 日（金）まで（最終日は、15 時までとする。）

(2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書(様式 2)」に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス oa_replace2025@city.fuji.shizuoka.jp

(3) 質問回答日 2025 年 4 月 22 日（火）

(4) 回答方法 富士市ウェブサイトへ掲載する。

(5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期間 2025 年 5 月 2 日（金）までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（最終日は、正午までとする。）

(2) 提出先 富士市役所デジタル推進室情報システム課（富士市消防防災庁舎 4 階）

(3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送。なお、電子メールによる送付が期限内であれば原本の到着日時は問わないものとする。

(4) 提出書類

No.	提出書類	提出部数	様式
1	企画提案書	5 部 (正本 1 部、副本 4 部)	A4 縦
2	回答シート	5 部 (正本 1 部、副本 4 部)	様式 4
3	業務実施体制	5 部 (正本 1 部、副本 4 部)	A4 縦
4	業務工程計画 (実施スケジュール)	5 部 (正本 1 部、副本 4 部)	A3 横
5	見積書及び内訳書	5 部 (正本 1 部、副本 4 部)	A4 縦 消費税及び地方消費税は含まない

(5) 留意事項

(ア) 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。

(イ) 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(ウ) 企画提案書等に記載した配置予定の管理技術者、担当技術者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は承諾を得ること。

- (エ) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (オ) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- (カ) 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- (キ) 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。
- (ク) 企画提案書から業務工程計画については、下段余白中央にページ番号を付すこと。

10 プロポーザル参加辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届(様式 3)」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 2025 年 5 月 2 日 (金) 17 時
- (2) 提出先 富士市役所デジタル推進室情報システム課 (富士市消防防災庁舎 4 階)
- (3) 提出方法 持参 (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 又は郵送 (提出期限までに必着のこと。)

11 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日時 2025 年 5 月 7 日 (水) ～8 日 (木) 詳細の時間は、別途通知する。
- (2) 実施場所 富士市消防防災庁舎 4 階 プログラム室
- (3) 出席者 出席者は、6 人以内とする。
- (4) 所要時間 企画提案者当たり 60 分以内とする。
(提案者からの説明 45 分以内、質疑応答 15 分以内)
- (5) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (6) その他
 - (ア) プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、名札を着用すること。
 - (イ) 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
 - (ウ) プレゼンテーションに当たって機器 (パソコン及びプロジェクター等) が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクタおよびプロジェクタとパソコンを接続する HDMI ケーブルは、当市で用意するものを使用してもかまわない。
 - (エ) 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、提案者からの説 45 分) に含めるものとする。
 - (オ) プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

12 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目（配点 3,000 点）は、下記のとおりとする。

評価対象	評価方法	配点
企画提案書	的確性、具体性などを総合的に評価します。	25 点
プレゼンテーション 及びヒアリング	的確性、具体性などを総合的に評価します。	25 点
回答シート (選択式)	項目によって 30 点以内で、スコア付けをします。	950 点
回答シート (記述式)	項目の重点度合いに応じて、100 点以内で、スコア 付けをします。	1,000 点
見積価格	全体価格に対する比率から算出した点数は、物件価 格 690 点、構築委託 170 点、保守委託 130 点、デ ータセンター利用料 10 点を満点とする（点数は、 全体価格に対する比率から算出）。スコア付けは限 度額に対し、5%以下で満点とする。ただし、デー タセンター利用料は、ラック数及び消費電力量に応 じてスコア付けとする。	1,000 点
計		3,000 点

「企画提案書」、「プレゼンテーション及びヒアリング」に対する評価基準は、各基準を 25 点満点で評価する。

評価点	採点基準
25	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
20	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
15	普通（趣旨に合致している）
5	劣る（趣旨に一部合致していない）
0	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

「回答シート(記述式)」に対する評価基準は、各基準を 5 段階で評価し、項目に与えられた点数の割合で採点する。

採点割合	採点基準
100%	特に優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
75%	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
50%	普通（趣旨に合致している）
25%	劣る（趣旨に一部合致していない）
0%	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

13 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

(ア) 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

- (イ) 提出された企画提案書及び回答シートの内容、プレゼンテーション及びヒアリング、見積価格により、審査委員が、本要領 12 で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2 位の者を次点者として特定する。
- (ウ) 本要領 5 に定める「参加資格要件」及び本要領 9 に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。
- (エ) 同一点数が 2 者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。
- (オ) 適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準点の合計点が 35%未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

- (ア) 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、2025 年 5 月 12 日（月）に電子メールにて送付する。
- (イ) 審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

14 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、まずは構築業務について仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- (ア) 優先交渉権者が審査後、本要領 5 に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。
- (イ) 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
- (ウ) 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- (エ) その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

保守業務については、構築業務の契約者、または、構築業務の契約者の指名する者と契約交渉を行う。

物品貸借の契約者は、本プロポーザルで決定せず、別途入札で決定する。

- | | | |
|-----------|--------|----------------|
| (2) 契約締結日 | 構築業務委託 | 2025 年 5 月下旬 |
| | 物品貸借 | 2025 年 6 月上旬以降 |
| | 保守業務委託 | 2025 年 6 月上旬以降 |
- いずれも予定とする。

15 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

16 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

- (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる企画提案者

(ア) 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

- ① 本要領 2(4)「限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合
- ② 本要領 11「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合
- ③ 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

(イ) 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- ① 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
- ② プレゼンテーション時に、予定技術者が欠席した場合
- ③ プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
- ④ その他審査委員会が不適格と認めた場合

(3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

(4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された書類の返却はしないものとする。

(6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。